平成２９年（フ）第１２１２号
東京都墨田区亀沢４丁目16―７―501
破産者　西島　玲子
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１２２１号
宮城県塩竈市旭町６―15―606
破産者　重泉　　潤
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１２２８号
東京都杉並区高円寺北４丁目38―４　朝霞ハイツ南棟101
破産者　平井健太郎
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１２３０号
東京都練馬区貫井２丁目25―24―201
破産者　成澤　　淳
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１２５４号
東京都江東区東陽１丁目17―８
破産者　柳　　恭彦
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２２８１号
札幌市中央区北３条西１丁目２番地９
破産者　有限会社フォース
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５６４号
宮城県富谷市成田４丁目19番地９オフィス１
破産者　有限会社エスジーエム
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２７号
秋田県大仙市神宮寺字荒屋入11番地の１
破産者　有限会社伊藤ボデー工業所
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２８年（フ）第１１８２号
さいたま市北区宮原町１丁目673番地４磯部事務所２Ｆ
破産者　株式会社ウェルステップ
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４０１号
千葉県柏市豊四季118番地45
破産者　村岡　正和
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６１２号
千葉県柏市大井1832番地２、住民票上の住所茨城県取手市井野台１丁目18番21―301号
破産者　生野　恵助
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第７１７号
千葉県野田市中根70番地の１　リジェール野田206
破産者　諏訪　民男
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第７７２号
千葉県柏市末広町６番８号　平野ハイツ205号
破産者　石井久美子
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８号
千葉県柏市千代田２丁目11番26号　浜島荘Ｂ―205号
破産者　村串　浩志
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１０号
埼玉県吉川市高富１丁目12番地５　エルディムＳ103号
破産者　山根　幹郎
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１９２号
千葉県銚子市垣根町１丁目73番地の３　オリーブハイツ３号
破産者　鈴木　敏子
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第１０２号
東京都中央区築地２丁目10番６号
破産者　株式会社ＭＭＰ
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３３３４号
東京都町田市南成瀬１丁目１番２号　プラザ成瀬３Ｆ
破産者　株式会社エフォートカンパニー
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３３３５号
千葉県千葉市中央区千葉寺町210―５、住民票上の住所神奈川県相模原市南区西大沼１丁目５―７―103
破産者　福嶋　　淳
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３３３６号
千葉県千葉市中央区千葉寺町210―５、住民票上の住所千葉県千葉市中央区末広３丁目27―２
破産者　土田かほり
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５４５４号
東京都新宿区西新宿７丁目３番10―403号
破産者　株式会社エムエムプランニング
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部